

別 表 2 法に基づく「騒音特定建設作業」の種類(法施行令別表第2)

1	くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)
4	空気圧縮機(電動機以外の原動機(内燃機関付きエンジン)を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kw以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩作業の動力として使用する作業を除く。)
5	コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
6	バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kw以上のものに限る。)を使用する作業
7	トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kw以上のものに限る。)を使用する作業
8	ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kw以上のものに限る。)を使用する作業

(注)1 この別表2に掲げる作業のうち、作業を開始した日に当該作業が終了するものは、特定建設作業に該当しません。

2 「一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するもの」とは、平成9(1997)年9月環境庁告示第54号の別表第1号の規定に該当する低騒音型建設機械をいい、騒音規制法に規定されている特定建設作業からは除外されますが、県条例の対象施設として、届出が必要となります。

別表 4 条例に基づく「騒音特定建設作業」の種類(条例施行規則別表第13)

特定建設作業の種類	規 制 の 内 容
1 コンクリートカッターを使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
2 パワーショベル、バックホウ その他これに類する掘削機 械を使用する作業	法施行令別表第二第6号から第8号を除く、すべてのもの
3 鋼球を使用する作業	すべてのもの

別表2 法に基づく「振動特定建設作業」の種類

1	くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)
4	ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)